

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 4月10日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	タービン建屋地下1階非常用ディーゼル発電機（A）室内の床下に油溜まりが認められたため、対応検討	A	4月10日公表済 (PDF79KB)

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ検査（R1）における補助ポンプ分解検査時、検査要領書に誤記が認められたため、当該要領書を改訂及び対応検討	D	
2	1号機	主蒸気隔離弁室監視用モニタの点検時、カメラ（No. 16）の同軸ケーブルに損傷が認められたため、当該ケーブルを修理	D	
3	1号機	低圧タービン（B）ロータワイヤの磁粉探傷検査時、ワイヤに折損（4箇所）が認められたため、当該部を修理	D	
4	1号機	高圧注水系過速度トリップ装置の取外し点検時、タペット先端部に凹み傷（4箇所）が認められたため、当該部を修理	C	
5	1号機	主タービンスラスト軸受ホワイトメタル部の超音波探傷検査時、タービン側スラストパッド（No. 32）に管理値外れの剥離が認められたため、当該スラストパッドを補修	D	
6	1号機	停止中の重油移送ポンプ（No. 1）吐出圧力計において、指示不良（オーバースケール）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
7	2号機	タービン建屋排気放射線モニタ（高レンジ）において、「下限逸脱」警報がプロセス計算機アラームタイパに打出され、リセットできないことが認められたため、プロセス計算機を点検・修理	C	10月1日再審議にて グレード変更 D → C
8	3号機	ドライウェル除湿冷却系ターボ冷凍機において、冷却温度調整用ベーンに動作不良（ハンチング）が認められたため、当該ベーンを点検・修理	D	
9	3号機	中央制御室設置の原子炉水PH計において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該計器用センサー一部を点検・校正	D	
10	4号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置除湿冷却器（A）出口温度検出器の点検時、出力精度外が認められたため、当該計器を修理	D	
11	4号機	中央制御室制御盤において、盤内への入口扉（パネルNo. 9-56側面）に閉動作不良が認められたため、当該扉を点検・修理	D	
12	4号機	非常用ディーゼル発電機（A）室オイルファンネルからの油漏えいに伴い、ストームドレンサンプピットへ油の流入が認められたため、ストームドレンファンネル及びサンプピットを清掃	D	
13	5号機	起動前パトロールの実施時、低圧タービン排気室温度調節器の制御空気圧力指示用小型圧力計に指針脱落が認められたため、当該小型圧力計を交換	D	
14	5号機	プロセス計算機用プリンタにおいて、紙詰まりの頻発が認められたため、当該プリンタを点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	6号機	主変圧器防災装置の試験実施時、自動排水弁に閉動作不良（14台中12台）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
16	集中環境施設	機器ドレンサンプポンプ交互運転用タイマリレーの点検時、接点抵抗の測定値に管理値外れが認められたため、当該タイマを交換	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで